

学生規程

(趣旨)

第1条 本規程は医療創生大学学則（以下「学則」という）及び医療創生大学大学院学則（以下「大学院学則」という）に基づき、医療創生大学学部学生及び医療創生大学大学院学生（以下「学生」という）が守るべき事項について定めるものとする。

(誓約書)

第2条 本学の学生になろうとする者は、誓約書を提出しなければならない。

2 本学の学生となった者は、前項の誓約を守らなければならない。

3 保証人は保護者又はこれに代わる者で、保証する学生の身上及び学費の納入について、その責に任ずる者とする。

4 学生は、保証人を変更したとき又は保証人が住所等を変更したときは速やかに届出なければならない。

(学籍簿)

第3条 学生は、必要事項を学籍簿に記入して入学後速やかに提出しなければならない。

2 学籍簿の提出後、記載事項に変更のあった場合は速やかに変更届を提出しなければならない。

(学生証)

第4条 学生は、入学の際に学生証の交付を受けるものとする。

2 学生は、常に学生証を携帯し、本学教職員から求められたときには直ちにこれを提示しなければならない。

3 学生は、学生証を紛失もしくは汚損したとき又は記載事項に変更が生じたときには所定の手続きにより、再交付を受けなければならない。

4 学生証は、他人に貸与または譲渡してはならない。

5 学生は、卒業・修了、退学又は除籍等により学籍を失ったとき及び有効期限を経過したときは速やかに学生証を返却しなければならない。

(学費)

第5条 学生は、学則第50条及び大学院学則第41条に基づき、所定の金額を学費として納入しなければならない。

2 学費は入学時を除き、次の納入期限までに納入するものとする。

前期学費納入期限 4月30日 後期学費納入期限 10月31日

3 前項の納入期限までに学費納入が困難な者は、延納願を大学が指定する期日までに提出しなければならない。

4 学費未納、かつ、延納願の提出のない場合は、授業を受講してはならない。

5 延納願の提出があった場合において、次の期限を過ぎて学費納入がなかった場合、除籍とする。

前期学費延納期限 8月31日 後期学費延納期限 1月31日

6 納入期限の期日が金融機関休業日の場合、金融機関の前営業日までに納入するものとする。

(学費未納による除籍)

第6条 学則第48条又は大学院学則第39条により除籍となった者の除籍日は、死亡した場合を除き学費が納入された学期の末日とし、除籍決定日は学長決裁日とする。

前期学費未納除籍日 前年度3月31日 後期学費未納除籍日 9月21日

(休学、退学、復学)

第7条 学生は、学則第44条、同第46条又は大学院学則第36条、同第38条に基づき休学、退学をしようとする場合には、チューター教員（大学院学生の場合は指導教員）又は学年主任、学科主任との面談の後、所定の用紙を事務局に提出し、所属学部の教授会（大学院学生の場合は所属の研究科委員会）の議を経て学長の許可を受けなければならない。

2 次の休学申出期限までに休学を申し出た場合、学則に定められた在籍手数料を納入することによって休学することができる。ただし、期限を過ぎて休学を申し出する場合、申し出時において学費が納入されていないなければならない。

前期及び通年休学の申出期限 5月30日 後期休学の申出期限 11月30日

3 学則第44条5項又は大学院学則第36条2項により復学する場合、大学が指定する期間内に復学願を事務局に提出しなければならない。

4 休学中の学生が、前項の復学手続き又は休学期間の延長の手続きを行わなかった場合、休学期間満了をもって除籍とする。

(健康診断)

第8条 学生は、毎年1回以上定期的又は臨時に健康診断を受けなければならない。

(学友団体)

第9条 学部学生が学内において団体（以下「学友団体」という）を設立する場合は、所定の用紙に規約又は会則を添えて提出し許可を受けなければならない。

2 前項の学友団体の設立にあたっては、本学の専任教職員のうちから顧問を定めなければならない。

3 学友団体は、学友会に所属することとし、別に定める学友会規約を遵守しなければならない。

(活動の制限等)

第10条 学友団体が次の各号の事項に該当するときは、学長は当該学友団体の活動を停止することができる。

(1) その行為が本学の定めた諸規則に違反し、又は学内の秩序を乱し、若しくは教育研究活動に支障をきたす恐れがあると認められるとき。

(2) 学友団体の活動中に事故が発生するなど、その運営が適正に行われなかったとき。

(3) 学友団体の会員が不祥事に関係し、かつ、それが当該学友団体の活動と密接な関連があったとき。

(学生の施設利用)

第11条 学生又は学友団体が、学内施設を占有して使用しようとする場合は事務局に届出し許可を受けなければならない。

2 施設の使用にあたっては、時間を厳守し、使用後は用具を戻し清掃を行わなければならない。

3 学内の施設及び工作物を故意に汚損、撤去及び破壊した場合には、学生懲戒規程に基づき処分するとともに損害を弁償させるものとする。

(課外行事の開催又は参加)

第12条 学生又は学友団体が学内又は学外において行事を行う又は参加しようとする場合には、実施の7日前までに（海外については2ヶ月前）までに事務局に活動届を提出し許可を受けなければならない。

(海外渡航)

第13条 学生が海外渡航（留学生においては帰国）する場合には、出発日の10日前までに事務局に海外渡航届を提出しなければならない。

(通学)

第14条 学生が自動車及び自動二輪車等を使って通学する場合は、事務局に届出し許可を受けなければならない。

2 自動車及び自動二輪車等を駐車する場合は、大学が指定する駐車場を使用しなければならない。

(事故等の報告)

第15条 学生又は保証人は学生が交通事故その他の事故又は事件の当事者になった場合は、速やかに事務局に報告をしなければならない。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。